



受付印

年 月 日

租税条約で市県民税を直接対象としない外国政府職員、教授、留学生等に係る  
\_\_\_\_\_年度市県民税免除に関する届出書

阿波市長 殿

昭和40年6月10日自治府第62号各都道府県総務部長あて自治省税務局長通達に基づき、次のとおり届け出ます。

所得税については、日本国と\_\_\_\_\_との間の租税条約第\_\_\_\_条第\_\_\_\_項により、租税条約に関する届出書を\_\_\_\_\_年\_\_\_\_月\_\_\_\_日に税務署に提出して免除を受けています。

住民税の免除を受ける者	氏名			
	住所	徳島県阿波市		
	生年月日	年 月 日	年齢	歳
	国籍			
	在留資格			
	在留期間	年 月 日	～	年 月 日
	入国年月日	年 月 日		
	入国前の住所			
在籍する学校、訓練を受ける事業所等	名称	電話番号( ) -		
	所在地			
支払者	名称			
	所在地			
	所得の種類		支払金額	円 (月額・年額) 該当を○で囲む
	支払方法		支払期日	
納税管理人 ※届出をしている場合	氏名	電話番号( ) -		
	住所			
備考				

※添付書類

- ・税務署へ提出した「租税条約に関する届出書(税務署の受付印があるもの)」の写し
- ・在学証明書(学生である場合)
- ・事業等の修習者であることを証する書類(事業等の修習者である場合)【例】在留カードの両面コピー等
- ・交付金等の受領者であることを証する書類(交付金等の受領者である場合)

※注意事項

- ・提出期限は、毎年3月20日です。(土・日曜日、祝日の場合は翌開庁日)
- ・届出書は毎年提出していただく必要があり、提出がない年は免除を受けられません。